

リアルハプティクス技術を応用した
ソリューション開発を目指す企業との
第3期共同研究開発促進事業
— 参加企業募集要項 —

2016年10月14日

慶應義塾大学
ハプティクス研究センター



1. 第3期共同研究開発促進事業

- ハプティクス研究センターは、産業界にリアルハプティクス技術（以降では「RH技術」と称す）を応用した新しいソリューションを創出することを目指しています
- 『第3期共同研究開発促進事業』は、市場にRH技術応用によるインパクトを早期に与えることを目標として
 - 具体的な製品またはソリューションに、RH技術応用による魅力的な機能・性能を付加すること
 - 今まで放置されていた市場に、RH技術応用による新しいソリューションを創出することを目的として、参加企業と共同研究・開発を実施します
- 促進事業実施期間
 - 2017年4月1日～2018年3月31日
 - 必要に応じて協議の上、研究期間を変更・設定します

本促進事業への参加企業のメリット



1. RH技術の応用ソリューション研究開発を、ハプティクス研究センターと共同して実施できます
2. RH技術の応用に関する技術相談・教育の機会を提供します
3. RH技術の基幹部分を超小型モジュール化した成果物などを、試作段階から利用できます
4. RH技術協議会を通して、本促進事業に参加する企業間で技術交流・ビジネス交流の機会があります(任意)



2. 本促進事業の募集要項

■ 応募資格

- RH技術の応用研究開発に積極的な企業であること
 - 経営トップがRH技術の重要性を理解され、共同研究開発実施を支援
- 共同研究開発におけるRH技術の応用目的が明確であること
 - 狙いの市場および実現したい新たなソリューションが明確であること
 - 研究開発対象とする製品あるいはソリューションが明確であること
- 狙いの市場で存在感ある企業であること
 - 市場の真のニーズを理解できる立場にあること
 - 共同研究開発の実験評価場所を保有し、提供可能なこと
 - 共同研究開発の開発能力および製品化能力を保有し、投入可能なこと
- RH知財憲章(※1を参照)に賛同いただけること
- RH技術協議会(※2を参照)に参加いただけること
- 共同研究開発費(※3を参照)を負担いただけること



(つづき)本促進事業の募集要項

- 応募期間
 - 2016年11月15日 ~ 2017年2月29日
- 応募窓口
 - 連絡先・問い合わせ先
 - ▶ 事務局 浅野早苗 e-mail: k2-tc@adst.keio.ac.jp tel: 044-580-1580
 - 応募頂くと、ハプティクス研究センター側の窓口担当者をアサインいたします
- 応募頂くに当たって、下記の点をご了解下さい
 - RH技術の産業界での普及を促進し、私共の市場責任をより明確に確立するため、慶應義塾サイドの促進支援体制の変更を実施することがあります
 - 変更にあたっては、その時点で個別にご了解を頂きますが、お含み置き下さい



※1 RH知財憲章とは

- RH技術の利用が第三者の知的財産権等が障壁となって困難となることを避け、全体としてRH技術の応用開発が促進されることを目的として知財憲章を定めています
- 知財憲章の基本ポイントは
 - ハプティクス研究センターと共同研究開発を実施する企業相互間で、RH技術応用のための知財権等の相互での使用許諾を定めます
 - 許諾対象とする知財権等は、RH技術の基本知財を利用する上で必須となるRH技術応用のための知財権等に限定しています
 - 対象となる知財権等を保有する企業は、共同研究開発を実施する第三者が、RH技術の基本知財と一体として当該知財権等を利用する範囲において、当該第三者に対し適切な条件の下で、非差別的に当該知財権等の使用を許諾することが求められます
 - 但し協議の上、知財権等を保有する企業の市場競争力強化・維持のため、市場と製品分野を限定して、最大5年の間、第三者への使用許諾を凍結することが可能です
- 『基本知財』とは、ハプティクス研究センターが保有するRH技術に関わる基本的な知的財産権です
- 『応用知財』とはRH技術の応用に関連する知的財産権です



※2 RH技術協議会とは

- ハプティクス研究センターはRH技術協議会を設立し、
 - RH技術に関係する知的財産の管理・運営と、技術の更なる進化とその多面的展開などについての情報交換と意見集約を行います
 - RH技術を利用した応用システム構築と新ビジネス立ち上げを支援します
- 協議会の構成および費用負担
 - 協議会は正会員A、B、学術会員およびハプティクス研究センターメンバーで構成します
 - 正会員A: 共同研究開発促進事業に参加する企業の指名者
 - 加入時: 会費50万円(2年分)、3年目以降: 20万円/年
 - 正会員B: 共同研究開発促進事業に参加する公益組織の指名者
 - 正会員に準じるが、公益機関であることで理事会判断で減額する場合がある
 - 学術会員: RH技術に詳しい研究者若干名
 - 議決権などを持たない単年度会員として会費などは不要
 - 協賛会員: RH技術利用に有用な部材などを提供する企業
 - ハプティクス研究センターが承認・登録した企業で、協議会会員でなくオブザーバーです
- 協議会運営は理事会によって行います
 - 理事長はハプティクス研究センターのセンター長が兼務します

※3 共同研究開発費の考え方

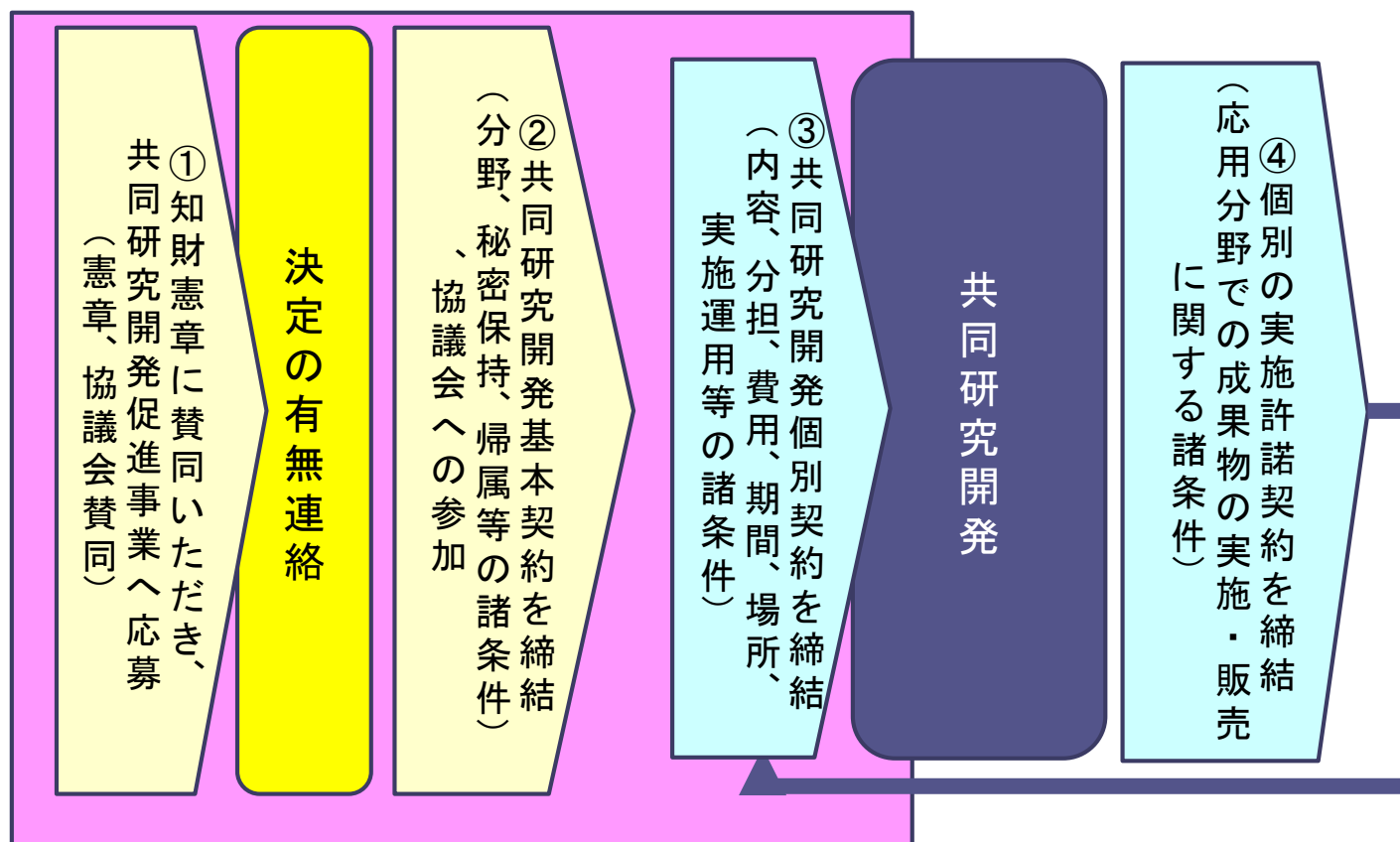
■ 共同研究開発費の考え方

- 共同研究開発で企業が必要とする投資・経費・期間を圧縮します
- 共同研究開発を実施するために必要なハプティクス研究センター側の固有の設備費や部材費、そして活動費については企業側に負担頂きます
- 共有する知的財産権等の取得・維持に関わる費用は、その知的財産権によって応用成果を享受する企業側に負担いただきます
- ハプティクス研究センターは、共同研究開発による成果が事業化された時点から、提供する知的財産権等に関わるロイヤリティー等を受領します

共同研究開発の目的	<ul style="list-style-type: none"> • 産業側: 事業領域拡大、利益 • HRC側: 新技術開拓、技術普及
基本技術の提供	<ul style="list-style-type: none"> • HRCが高額でない提供費を受け提供
技術成果の権利化等の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> • 単独保有は保有者が負担 • 共有は応用成果享受者が負担
技術成果の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 両者が個別に実施可能 • 産業側による成果実施のために、学術側技術成果実施が可能 • 但し、共有すべきとHRCが判断したものは特別扱い(知財憲章)
共同研究開発費用の負担	<ul style="list-style-type: none"> • HRC側で新規に必要なとなった設備費や特化した活動費などを産業側が負担
応用成果の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 固有の応用成果は原則として産業側
応用成果の享受	<ul style="list-style-type: none"> • 産業側が享受 • 学術側は基本技術及び技術成果のロイヤリティーなどを受け取る

3. 共同研究開発実施の流れ

- 促進事業への参加時点で、
①から③までステップを進め、最初の個別契約を立ち上げることを原則とします



以上です

本「参加企業募集要項」は断りなく改訂することがあります。

慶應義塾大学 ハプティクス研究センター



〒212-0032 神奈川県川崎市幸区新川崎7-1
慶應義塾大学 新川崎タウンキャンパス I棟2F
URL: <http://www.haptics-c.keio.ac.jp>

窓口・連絡先

慶應義塾大学
新川崎先端研究教育連携スクエア事務室



Phone: 044-580-1580

E-mail: K2-tc@adst.keio.ac.jp

URL: <http://www.k2.keio.ac.jp>